

創業支援事業補助金

市内での創業を支援することにより、新たな事業活動を促進し、三豊市の産業の活性化を図ります。

◆補助対象事業

市内に住所を有する個人が新たに開業する事業または市内に法人を設立し、開業する事業

◆補助対象者

下記要件をすべて満たすもの

- ・市税を滞納していないもの
- ・週38時間以上の営業する事業を行うもの
- ・3年以上継続して営業が見込まれる事業を行うもの
- ・「みとよ創業塾」を受講しているもの
- ・令和2年4月1日以降に開業する事業を行うもの
- ・市、県、国等が行う他の補助制度に基づく補助金等の交付を受けていないもの

◆募集期間

令和2年4月13日(月) から令和3年2月26日(金)まで

※申請の前に、下記お問い合わせ先に事前相談を行ってください。

(補助金の交付は予算の範囲内において実施する)

◆補助対象経費

- ・広告宣伝費、印刷製本費、翻訳料、原稿料
- ・空き家改修費(市の空き家バンクに登録された空き家を活用する事業のみ対象)

◆補助対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

◆補助金の額

補助対象経費の**2/3以内又は30万円以下**の、いずれか少ない金額

(市の空き家バンクに登録された**空き家を活用する事業は50万円以下**)

(算出額が1,000円未満の場合は切捨て)

◆必要書類

- ・交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第2号)
- ・登記簿謄本(法人の場合)または個人事業の開廃業等届出書(個人事業者の場合)
- ・営業許可証の写し(許認可を必要とする業種の場合)
- ・市税完納証明書
- ・その他市長が必要と認める書類

(申請書等の様式は企業・創業支援総合サイトまたは市ホームページよりダウンロード出来ます。)

◆申請の流れ



… 補助事業者作業

◆申込先・問い合わせ先

三豊市役所 政策部産業政策課

〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間2373番地1

Tel: (0875) 73-3012 Fax: (0875) 73-3022 E-mail: sangyou@city.mitoyo.lg.jp